

本裁決書は行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

裁決書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○○

処分庁 生駒市長 小紫 雅史

審査請求人が令和 3 年 8 月 1 1 日付けで提起した生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）第 1 1 条 3 号の規定による行政文書部分開示決定処分に対する審査請求について、次のとおり決定する。

主文

生駒市が審査請求人に対して令和 3 年 4 月 1 4 日付け生○○第○○号でした処分のうち、一般公開を行うことに「同意しない」と回答した個人の問い合わせ内容を不開示とした部分を取り消し、開示する。

理由

第 1 事案の概要

審査請求人により開示請求された「市役所庁舎の受動喫煙対策に係る文書」について、生駒市が、特定の個人が識別される情報であって個人の権利利益を害するおそれがある情報、または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがある情報に該当するとして、令和 3 年 4 月 1 4 日付け生○○第○○号で行ったその文書の一部を不開示とする旨の決定のうち、「平成 29, 30 年度の受動喫煙防止対策に関する問い合わせ等とその回答」と題する行政文書（以下「本件行政文書」という。）に記載されている、一般公開を行うことに「同意しない」と回答した個人の問い合わせ内容を不開示とした決定に対する審査請求。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

生駒市が審査請求人に対して令和3年4月14日付け生〇〇第〇〇号でした処分のうち、一般公開を行うことに「同意しない」と回答した個人の問い合わせ内容を不開示とした部分を取り消し、開示する。

2 審査請求の理由

問い合わせをした個人が問い合わせの投稿の際に、「お問い合わせの内容を匿名化・再編集し、よくある質問 FAQ などに掲載してもよろしいですか？」との問いに対し「同意しない」と回答したからといって、当該個人からの問い合わせ内容が条例第7条第1号に該当するとはいえない。

第3 決定の理由

1 個人の権利利益との観点について

本件行政文書には、一般公開に同意しないという個人の意思があり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれが考えられたため、条例第7条第1号に該当するとして問い合わせ内容を不開示とした。しかしながら、おそれであり、また当該内容を再度確認したところ、特定の個人を識別することができるものではなかったため、公表しても差し支えない情報と考える。

2 結論

生駒市が審査請求人に対して令和3年4月14日付け生〇〇第〇〇号でした処分のうち、一般公開を行うことに「同意しない」と回答した個人の問い合わせ内容を不開示とした部分を取り消し、開示する。

令和3年9月13日

生駒市長 小紫 雅史